

令和4年9月7日

令和4年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

令和4年第3回（9月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和4年9月7日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名 欠員 0名 傍聴 4名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山信幸
副町長 松岡裕二	総務部 企画地方創生監	寺田武司
教育長 古橋重和	しあわせ創造部 総括理事兼住民課長	今坂嘉文
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長
辻里光則	西啓介	しあわせ創造部理事
松本啓子	総務部長 会計管理者	松本啓子
松下亨	相馬進祐	しあわせ創造部理事
吉田一誠	しあわせ創造部長	松井清幸
都市整備部理事	奥和平	都市整備部長
教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	澤憲一	教育次長 兼指導課長
財政改革部副理事 兼財政改革課長	寺田晃久	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会総務課長 蟻馬 幸宏

○会 期

令和4年9月6日から9月28日（23日）

○会議録署名議員

4番 中 原 晶 5番 坂 原 正 勝

議事日程

日程第 1	議案第39号	専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第5次））
日程第 2	議案第40号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）について
日程第 3	議案第41号	令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について
日程第 4	議案第42号	令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 5	議案第43号	令和4年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 6	議案第44号	岬町立みさき公園の指定管理者の指定について
日程第 7	議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第46号	岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第47号	岬町立みさき公園条例の一部改正について
日程第10	議案第48号	教育長の任命について
		令和3年度成果報告・決算に関する説明
日程第11	認定第1号	令和3年度岬町一般会計決算の認定について
日程第12	認定第2号	令和3年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第13	認定第3号	令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第14	認定第4号	令和3年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第15	認定第5号	令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第16	認定第6号	令和3年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第17	認定第7号	令和3年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第18	認定第8号	令和3年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第19	認定第9号	令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第20	報告第4号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
日程第21	報告第5号	令和3年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第22	報告第6号	令和3年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第23	報告第7号	令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の松尾議員の一般質問の答弁について、理事者より補足説明したいとの申出がありましたので、これを許可いたします。しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 議長の許可を得ましたので、昨日の松尾議員のコミュニティバスの運行経費について補足説明させていただきます。

平成28年3月末のバス事業者の撤退時における運行経費が4,150万円との説明がありましたが、当時は事業者に対する運行経費の一部を補助金として支出しておりましたので、バス会社における平成27年度の運行経費は約7,400万円で行っていました。令和3年度の決算額からバス車両購入費を除くと約7,200万円となり、路線の新設や運行ルートの変更などを行い、利便性の向上に努めてまいりましたが、対平成27年度のバス運行経費は増加しておりません。

今回は説明に不足があり、誠に申し訳ございませんでした。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、私の一般質問についての補足ということで説明がありました。

今回のこの一般質問の私の言いたいところというのをサクッとお伝えしたかったのは、要は今かかっている経費が比較検討できていないということですね。

それと、そもそもバスの運営方法が全く違うということは十分承知の上で今回臨んでいるということは申し伝えないといけないと思います。

さらに加えて、バスの台数を4台、本線のバスですよね。さらに支線の台数というのも相当数購入、まちが購入しているということもお忘れにならないでいただきたいなということは申し伝えておかないといけないと思います。

その経費の負担について、比較検討できないということが1点と、後、一番言いたかったのは、業者の入札を待っている待ちの姿勢ではなくて、その比較検討できるようにもう少し全国のバス

事業者へアプローチすべきではないかなという趣旨ですので、その補足説明は全然構いませんので、私の趣旨はこういうことだということを申し伝えておきます。

○出口 実議長 これは一応、松尾匡君、しあわせ創造部理事からの説明があり、それにご了解できますかということですのでけれども、大丈夫ですか。

○松尾 匡議員 大丈夫です。はい。

○出口 実議長 それで、了承ということによろしいですね。

○松尾 匡議員 はい。

○出口 実議長 はい、分かりました。

議員の皆さん、今の辻里光則君の補足説明ということで、ご了解をいただけますか。

(「了解」の声あり)

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 すいません、昨日のメモを持ってきていないので、結論は何となく分かったのですが、その取扱い、議事録上の取扱いをどうなさるのか。

要するに、私の聞いた印象としては補足というよりも、補足でもあり、修正が必要というふうを考えておっしゃっているのかなと、総額で言うともっと大きかったということと言われましたよね。言いたいのは今とはあまり変わらないのではないかなということが言いたいのと違うのかなと思っているのだけれど、議事録上、昨日の一般質問で一応完結してしまっているの、それだけを見た人はその中身の理解になりますよね。通常で言いますと、今日は今日で今日の会議録をまとめるのが普通なので、議事録上どのように扱うのかなというところがご意向があるのだったらお聞きしたいと、これはもちろん質問者の松尾議員のご意向もというふうには思いますが、そのあたりの取扱い、また、今すぐでなくていいと思うので、整理していただく必要あるのかと思いましたので、お願いしたいと思います。

○出口 実議長 後日でも結構ですね。

はい、分かりました。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この件に関して、中原議員の申出は私もどうしていくのかというのは相談いたしたいと思います。というのは、趣旨が明確に一方的な趣旨になってしまう可能性があるということがあるので、私としても言いたいことはあるということは申し添えておきたいと思うんです。ですので、これは相談ということで、ぜひしていただきたいと思います。

○出口 実議長 後日、またその辺を原課と松尾議員とでということによろしいですね。
そういうことで、これで一応、日程に入っております。

○出口 実議長 日程第1、議案第39号 専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第5次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第39号、「専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第5次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の「専決処分書」をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、岬町議会議員の欠員が3名となり、公職選挙法第113条第1項の規定により補欠選挙が執行されることから、岬町議会議員補欠選挙に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年7月4日付で専決処分をしたものでございます。

なお、本補欠選挙につきましては、令和4年6月30日、岬町議会議長から岬町選挙管理委員会に対し、公職選挙法第111条第1項第3号の規定に基づく議員の欠員通知があったことに伴い、議員定数12に対し欠員3となり、同法第113条第1項第6号の規定を満たすことになったため、同法第34条第1項及び同条第4項第4号の規定により、50日以内に補欠選挙を執行する必要が生じたことから、公示日を8月2日、投開票日を8月7日としたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,544万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億717万6,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照願います。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金1,544万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして、議員報酬及び議員期末手当の合計26万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、欠員補充後の年度末までの必要な経費といたしまして、議員報酬105万5,000円を増額計上する一方、議員期末手当79万2,000円を減額計上いたしております。

なお、議員期末手当の減額につきましては、逝去された2名分の不支給分と途中任期のため減額計算される新規3名分の相殺によるものでございます。

総務費につきましては、岬町議会議員補欠選挙費1,518万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、選挙事務に必要な経費といたしまして、期日前投票や投開票作業等に必要な報酬及び職員手当等の合計595万1,000円を、ポスター掲示場設置撤去業務や公報配布等に必要な委託料の合計171万4,000円を、選挙運動用自動車使用料やポスター作成費などの選挙運動公費負担金や不在者投票管理経費等の負担金の合計457万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 金額の面ではないのですが、一つ教えてほしいことがございます。

歳出にもありますが、ページで言うと10ページのところで、報酬、総務課分でいろいろありますが、立会人、投票立会人、選挙立会人、期日前投票立会人と報酬が出ております。この立会人というのを、もう本当にご苦労なさっているというのは、もう目に見えて分かっているのですが、選ばれる基準というのが何か条例か規則で決まっているのかどうか。そして、どのような方に来ていただいているのか、少し教えてください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

立会人、管理者の選任の基準ということでございますが、議員ご質問のとおり、なかなかこの立会人、管理者というのは期日前投票では8時半から夜の20時、当日は7時から20時までということで、非常に長時間、業務に従事していただくということもありまして、なかなか人選にも苦勞しているところでございます。

立会人の基準につきましては、公職選挙法上、選挙権を有する方ということの規定等ございまして、有権者の方であれば立会人になることはできるんですけども、今現在、当日の立会人、管理者の方につきましては、各自治区の協力を得まして、区長さんを中心にご協力をいただいているところでございます。

また、期日前投票におきましては、長期間にわたるということもございまして、選挙管理委員会の委員さん、それからシルバー人材センターさん等にもご協力をいただいて、立会人の確保を図っているところでございます。

そのほかの他団体におきましては、公募等によって立会人を選任しているというところもあるやに聞いておりますので、今後は若い世代等も立会人に入っていただく必要もあるかと思っておりますので、そのあたりにつきましては、他団体の事例等も研究させていただきまして、立会人等の確保を図ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号、専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第5次））を起立により採決をいたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第2、議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第40号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」をご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました、今年4月から6月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動を除いた実質成長率は年率換算で2.2%の増加となり、3四半期連続のプラス成長となっております。GDPの半分以上を占める個人消費は、大阪府などに出されておりました「まん延防止等重点措置」が3月下旬に解除され、3年ぶりに行動制限のない大型連休となったことで、外食やサービス消費が好調だったことに加え、企業の設備投資も堅調に推移いたしました。

しかし一方で、景気の先行きにつきましては、欧米の利上げによる金融引き締めの影響に伴う世界経済の減速や世界的な原油・原材料価格の上昇に伴い、消費回復にブレーキがかかる懸念も指摘されており、今後の新型コロナウイルス感染症の動向などを含め、不確実な要因に十分注意する必要があると言われております。

このような状況は、地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後ともこうした動きを注視していく必要があると考えております。

本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,544万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ76億8,262万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、8ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照

願います。

国庫支出金といたしまして、89万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国による障害福祉データサービスの構築に伴い、受給者の障害の状態や障害福祉サービス等の利用状況を提供する必要があるため、障害福祉システムの改修経費に充当するための障害福祉事務システム改修事業費補助金37万4,000円を、さらなる子育て支援の充実のため、学童保育の開室時間の延長に係る経費に充当するための子ども・子育て支援交付金（学童保育運営等）9万3,000円を、新型コロナウイルス感染予防のため、保健センターの既設のトイレ及びトイレ内の手洗い器について、非接触型の自動洗浄及び自動水栓への取り替え経費に充当するための子ども・子育て支援交付金（乳児家庭訪問等）33万3,000円を計上いたしております。

府支出金といたしまして、447万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国庫支出金と同様に学童保育の開室時間の延長に係る経費に充当するための子ども・子育て支援交付金（学童保育運営等）9万3,000円を、新型コロナウイルス感染予防のため、保健センターの既設のトイレ等の改修経費に充当するための子ども・子育て支援交付金（乳児家庭訪問等）33万3,000円のほか、高齢者のインフルエンザ予防接種については、現在、住民税非課税の方の自己負担はなく、住民税を課税されている方は自己負担1,000円により予防接種を行っておりますが、大阪府の財政支援を受け住民税を課税されている方の自己負担をなくするためのインフルエンザ定期接種緊急促進事業補助金404万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしまして、220万円を計上いたしております。内容といたしましては、多奈川地区多目的公園への進出企業であります株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附金120万円を、町内在住の個人から保育所などの児童福祉施設への指定寄附金100万円をそれぞれ計上しております。

繰入金といたしまして、1億7,417万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1億7,299万8,000円を、多奈川小学校内の受水槽から高架水槽へ汲み上げる揚水ポンプ改修工事及び港会館外灯改修工事に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金117万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしまして、令和3年度決算の確定に伴い、前年度繰越金478万3,000円を

計上いたしております。

諸収入といたしまして、954万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、マイナンバーカードを保有している方がオンラインで行政手続きが行えるように、マイナポータルからの申請データを申請管理システムに取り込む機能を構築する経費に充当するためのデジタル基盤改革支援補助金929万8,000円を、消防団員1名の退職に伴う消防団退職報償金20万円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、1億2,062万3,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、体育の授業等の熱中症対策及び災害時における避難者の健康状態を確保するために、中学校体育館への空調設置工事設計業務に係る経費に充当するための中学校整備事業債480万円を同額計上する一方、臨時財政対策債の借入予定額の決定に伴い、1億2,542万3,000円を減額計上するものでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源が不足した場合に、その一部を地方公共団体が起債するもので、その償還の全額が地方交付税により措置されるものでございますが、令和4年度につきましては、地方交付税の原資となる国税の増収によって臨時財政対策債の借入予定額が減少となったものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、14ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、2,242万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化サービスの開始を令和5年1月から2月にかけて予定していることから、マイナンバーカードを保有している方がオンラインで子育て支援や介護等の行政手続きが行えるようにマイナポータルからの申請データを申請管理システムに取り組む機能を構築するための住民情報システム改修委託料1,859万8,000円を、住民の利便性の向上を図るために、窓口における証明書などの発行手数料等についてキャッシュレス決済を導入するための端末等の機械器具費130万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、2,978万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴う障害者医療費国庫負担金返還金529万6,000円を、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金国庫返還金463万9,000円を、子育て

て世帯への臨時特別給付金国庫補助金返還金に係る事業費分と事務費分の合計552万3,000円をそれぞれ計上するほか、町内在住の個人からの指定寄附金100万円の充当先といたしまして、児童福祉施設費の淡輪・深日・多奈川の各保育所の備品購入費75万円を、簡易心身障害児通園事業費のこぐま園の備品購入費25万円を、さらなる子育て支援の充実のために、学童保育の開室時間の延長に伴い、必要となる放課後児童健全育成費の会計年度任用職員報酬28万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、549万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、高齢者のインフルエンザ予防接種については、現在、住民税非課税の方の自己負担はなく、住民税を課税されている方は自己負担1,000円により予防接種を行っておりますが、高齢者の重症化及び医療提供体制のひっ迫を防ぐため、大阪府の財政支援を受けて住民税を課税されている方についても自己負担をなくすためのインフルエンザ予防接種委託料404万7,000円を、新型コロナウイルス感染予防のため、保健センターの既設トイレ及びトイレ内の手洗い器について、非接触型の自動洗浄及び自動水栓への取り替えを行うための保健センタートイレ改修工事129万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、大阪府の受託事業であります海釣り公園道の駅の管理について、受託事業費の決定に伴い、海釣り公園道の駅管理委託料4万6,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、下水道事業特別会計で支弁するマンホールポンプ施設の修繕に必要な経費319万円を計上いたしております。

消防費といたしまして、消防団員1名の退職に伴う退職報償金20万円を計上いたしております。

教育費といたしまして、1,310万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、体育の授業等の熱中症対策及び災害時における避難者の健康状態を確保するために、中学校体育館への空調設置工事に必要な設計業務委託料480万円を、住民の生涯学習や気軽集えるコミュニティの拠点として、様々機能を兼ね備えた複合型図書館の整備を検討するにあたり、必要な基本構想策定支援業務委託料715万円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園への進出企業であります株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附金120万円を多奈川地区多目的公園管理基金に積み立てを行うものがございます。

続いて4ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

中学校体育館空調設置工事に必要な設計業務の実施に伴い、中学校整備事業の起債限度額を1,350万円から1,830万円に、臨時財政対策債の借入予定額の決定に伴い、起債限度額を2億円から7,457万7,000円に、それぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○出口 実議長 日程第3、議案第41号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第3、議案第41号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、公共下水道事業において、マンホールポンプの経年劣化による更新が必要となったための費用を計上するものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ319万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,862万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、合わせてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算の編成にあたり、必要な財源といたしまして一般会計繰入金319万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、10ページ、11ページに記載しておりますので、合わせてご参照願います。

事業費につきましては、下水道事業においてマンホールポンプの経年劣化による更新が必要となったための増額となり、下水道事業費319万円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。

第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

本件につきましては、岬町で一番能力の大きいポンプの更新にあたり、材料不足などにより納期に7か月から10か月を要することから、年度内に完了が見込めないため、債務負担行為の追加を行うものでございます。

内容としましては、事項、マンホールポンプ更新事業、期間を令和5年度、限度額を1,559万3,000円でございます。

以上、補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ですが、その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私は事業委員会に所属しておりませんので、大綱的質疑をさせていただきます。

ちなみに、このマンホールポンプというのは、どこにあるもので、何台分になるのか、概要をお願いします。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 まず、事業費につきましてのマンホールポンプの更新箇所につきましては3か所ございます。その3か所の場所につきましては、深日中出憩いの家の北側にあるマンホールポンプに通報装置がありまして、それが1か所故障している。その次に、淡輪小学校東門の附近及び深日の田六商店の右、南西側にあるマンホールポンプ、2か所の、水位計の故障になっております。先ほど説明させていただきました債務負担行為の場所ですが海洋センターのヨットハーバー付近の突き当たりのロータリーに一番大きいマンホールポンプとなっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ここで修繕料とあがっているのですが、今、通報装置とか水位計の故障があるので、その修繕ということですが、一番最後に報告のあったヨットハーバーの突き当たりのロータリーのところ、その辺のポンプ、これの更新ということによろしいですか。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

最後のポンプにつきましては、どちらかと言うと緊急性がございまして、マンホールポンプのポンプ自身の機器が故障しておりまして、その工事費ということで取り替え工事費になるんですが、その分になっております。

○出口 実議長 ほかの議員さん。

中原 晶君。

○中原 晶議員 私は事業委員会に所属しておりますので、先ほど口頭でご説明いただいた位置に

ついでに地図と言いますか、資料を委員会の折に、できれば事前にご配付いただければと思います。

○出口 実議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これに御異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定をいたしました。

○出口 実議長 日程第4、議案第42号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第42号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金の負担金の清算に伴う追加交付金及び返還金と、前年度の余剰金の処理について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億434万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

支払基金交付金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加分として68万2,000円

を増額計上いたしております。

次に、府支出金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加分としまして38万8,000円を増額計上いたしております。

次に、繰越金としまして、前年度繰越金9,010万7,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、合わせてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金としまして1,938万9,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府、支払基金に対する精算返還金でございます。

次に、基金積立金としまして7,178万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものがございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

○出口 実議長 日程第5、議案第43号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第43号、令和年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,375万1,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、合わせてご参照願います。

本補正予算編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金117万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、合わせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金117万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します集会所及び小学校の改修事業の財源として繰出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けた
と思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)
については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定をいたしました。

○出口 実議長 日程第6、議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定についてを議題
といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第6、議案第44号、岬町立みさき公園に係る指定管理者の指定に
ついてご説明申し上げます。

本町における指定管理者の指定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例に基づき、指定管理者の指定の手続を行い、議会の議決をいただき、指定管理
者の指定を行っておるところでございますが、本件は、(仮称)新たなみさき公園整備運営等
事業に伴う指定管理者の指定に関する手続で、当該事業に係る募集要項の事業方式において、
公園全体を一体的に管理するため指定管理者制度を併用し、PFI事業契約者に対し、地方自
治法に基づく指定管理者の指定を行うとしておりますことから、この規定に基づきPFI事業者
を一般公募し、町の指定管理者の指定手続等に関する条例に準じた選定手続を経て選定された
PFI事業契約者を指定管理者に指定することについて、議会の審議をお願いするものでござ

います。

管理を行わせる施設の名称は、岬町立みさき公園、所在地は、岬町淡輪3990番地、指定管理者は、所在地、岬町淡輪3990番地、名称、株式会社A r k L E、代表者、代表取締役、岩崎辰美、指定管理期間、令和4年10月1日から令和34年9月30日までであります。

なお、指定管理者、株式会社A r k L Eの所在地が淡輪3990番地となっていますことにつきましては、株式会社A r k L Eはみさき公園内に本社を置くことについて、都市公園法の規定に基づき、本社所在地を管理事務所内に設置する設置管理許可申請に基づき許可をしております。

提案理由といたしましては、P F I事業者を岬町立みさき公園の指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、添付の資料によりご説明を申し上げます。

はじめに、みさき公園に係る指定管理者に指定に関する資料によりご説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

この資料につきましては、左側には岬町立みさき公園に係る指定管理者の指定手続の流れを、右側には岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき行います指定管理者の指定の手続の流れを記載してありまして、それぞれ比較してもらうように並べております。

なお、説明につきましては、左側に記載の岬町立みさき公園に係る指定管理者の指定に関する手続についてに沿って説明させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1、P F I事業における指定管理者の指定につきましては、まず、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業の募集要項の事業目的の規定には、本事業は、本公園の整備運営をP F I法に基づき民間の資金、企画力及び経営能力等を積極的に活用する事業とすると位置づけをしております。

次に、指定管理者の指定に関しましては、同募集要項の事業方式において、公園全体を一体的に関するため、指定管理者制度を併用し、P F I事業として契約した者に対し、地方自治法に基づく指定管理の指定を行う規定としており、一般公募及び選定手続を経て選定されたP F I事業契約者を指定管理者に指定するものとして規定してございます。

次に、2の優先交渉権者の選定手続についてに記載のとおり、募集要項の事業方式の規定に基づき、P F I事業者を一般公募し、選定に関する手続等を次のとおり進めてきたものでございます。

（1）公募手続でございますが、募集要項及び本事業の施設整備、維持管理及び運営業務の要

求水準を定める業務要求水準書等に基づき、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を選定するための募集を行いました。

(2) 応募者審査書類の提出につきましては、募集要項に定める応募者の参加資格要件を確認するため、提案事業の実現に必要な財務資力・資格及び実績等と提案事業計画の審査となる第一次審査及び第二次審査に必要な書類を求め、応募事業者からまちに必要な書類の提出がされ、応募期限までに申請がされたものでございます。

(3) 選定方法ですが、第二次審査において事業者から提出のあった提案内容について、岬町 P F I 事業者選定審査委員会により、本事業に係る事業者選定基準に基づき評価がされ、最優秀提案者が選定されました。

この選定に係る主な選定基準評価の視点といたしましては、ア、提案事業が基本方針に沿った利用者のサービス向上となる提案内容であるか。イ、事業の継続性、事業収支、資金調達計画に実現のある提案内容であるか。ウ、施設管理・運営を円滑に取り組む体制、賑わい創出につながる提案内容であるか。の3点が主な評価の視点となりました。

(4) P F I 事業者選定審査委員会の開催につきましては、P F I 事業者の選定にあたり、競争性、公平性及び透明性を確保するため、学識経験者等で構成する選定審査委員会を設置し、同委員会にて審査の上、最優秀提案者を選定していただきました。

(5) 優先交渉権者の決定につきましては、同選定審査委員会の審査結果に基づき、町として正式に優先交渉権者の決定をいたしました。

この決定によりまして、現在、事業契約の締結に向けた公園計画等の協議を行っており、ただいまご説明をさせていただいております指定管理者の指定及びみさき公園条例の一部改正等、議会の議決を必要とする議案を提出し、必要な手続を進めているところとなっております。

続きまして、(仮称)新たなみさき公園整備運営等事業の事業スキームについての資料をご参照ください。

こちらは、P F I の一般的な事業スキームのイメージを分かりやすいように図化したものが真ん中に配置されております。

図のように、P F I 事業では、実際に業務を行う建設会社や維持管理会社、運営会社といった会社が契約の相手方になるのではなく、これらの企業が出資して設立する S P C、特定目的外会社が町との契約相手方となるものでございまして、この形が一般的な P F I の事業スキームとなります。

このSPCを設立するメリットといたしましては、SPCが実施するPFI事業に対する出資企業の経営状況等の影響を遮断することが可能となること。また、一般的な資金調達方式であるプロジェクトファイナンスを行うことが容易になるといったメリット等がございます。

次に、本事業の事業スキームにつきましては、PFI法に基づくPFI事業として実施し、PFI事業者がSPCを設立し、町とSPCが事業契約を締結し、本公園全体を対象に新たな公園として整備を行い、事業期間にわたり維持管理、運営を行うところは一般的な事業スキームと同様でございます。

この一般的なスキームに加えて、公園全体を一体的に整備、管理、運営等をするため、指定管理者制度を併用し、PFI事業者に対し、指定管理の指定を行うこととしているものでございます。

なお、本事業は本公園の運営から得られる収入により、事業に係る費用を回収する独立採算型事業により、実施していただくものとしております。

次の履歴事項税務証明書の写しのほうをご覧ください。

先の事業スキームに基づき、設立登記されました本事業のSPCがここに記載されております、株式会社ARKLEとなります。照合、本店所在地は、先に説明したとおりでございます。会社の成立年月日は、令和4年7月22日でございます。会社の目的は、(1)から(9)までの内容となっております。資本金の額は、1,000万円でございます。役員に関する事項以降は、記載のとおりでありますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

続きまして、公園内に導入される施設の概要及び指定管理者の指定の範囲についてのご説明を申し上げます。

配付資料の岬町立みさき公園に係る指定管理者の指定についてと、みさき公園導入施設の平面図を併せてご参照ください。

はじめに、本公園の施設整備の基本方針といたしましては、未来に向けてつなぐ、つなげるをキーワードに、歴史あるみさき公園を100年続く新たな公園として、賑わい拠点としての機能を拡充し、人と生き物、自然環境の大切さを世界に発信していく拠点となる公園を目指すことを全体計画の基本方針コンセプトとしております。また、施設コンセプトといたしましては、従来の動物園とは違い、本公園に訪れた人々は野生動物を見るのではなく、体感する非日常的な空間を創出することができるように整備するとした公園計画を提出してきております。

図のほうで言いますと、右側がドームエリアとなりまして、このドームエリアは世界初となる

全天候型及び体験型生態園となり、サバンナ、熱帯雨林、亜寒帯と三つの動植物園ドームが導入される計画となっております。

そして、その左側がプレーリーエリアで、このエリアは檻に囲われた動物展示ではなく、野生の行動を引き出す空間をつくり、生態展示、行動展示を合わせた行動生態展示を目的とした施設となっております。また、周囲にはホテル、コテージ、商業施設、温浴施設がエリアを囲むように配置され、特にホテルやコテージといった宿泊施設からは動物の生態をまじかで観察でき、動物の生態系を観察し、楽しむことのできる施設が導入される計画となっております。

次に、パブリックエリアでは、来場者が多様に公園の利用方法を選択できるルートを展開しながら、エリア内の回遊性を高めることとされております。エリア内には、休憩や飲食のサービスの提供施設や、ベンチを数多く配置するなど、日常活用する地域住民の方々へ配慮した配置計画となっております。

その他の施設として、パブリックエリア、海側の斜面には、ヴィラの森が計画され、海を眺めながら樹林の中で宿泊体験ができ、アウトドアリビング、ジャグジーなどを併設したグランピング施設が導入されることとなっております。また、パブリックエリア内には水辺の空間での自然遊びや親子と一緒に楽しめる幼児対象の遊具、また、アクティブ性の高いアスレチックス遊具も配置される計画となっております。

その他といたしまして、駅前にはロータリーが配置され、バスの回転軌跡や乗客の動線やバリアフリーの視点も考慮に入れ、関係各社と協議を行いながら運用を決定していくとされており、また、幹線道路から駅前に向かう車路の交通渋滞緩和に向けても検討をしていくというふうになっております。また、まちのシンボルとして残した灯台の活用につきましては、専門家による耐震補強の診断を行った後、展望台などとして活用し、カフェの配置も検討しているとのことでございます。

以上が、事業者から提案のあった主な導入施設の概要でございます。

これによりまして、これらの導入施設につきましては、P F I 事業者から都市公園法の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行っていただき、町の許可を得て整備、維持管理、運営を行っていただきます。

この設置管理許可の部分が、図面で見るとオレンジ色で配色した部分となります。そして、公園区域全体を赤い線で囲っておりますが、これが公園区域全体となりまして、指定管理者としてみさき公園の管理に関する業務を行う対象区域といたしましては、先ほど申し上げました色塗

りの部分が都市公園法第5条第1項に規定する設置許可の対象となるPFI事業者が設置する施設及び管理許可の対象となる町有施設となりますので、これを除く公園上の全施設が指定管理者の指定の区域というふうになってございます。

説明といたしましては、以上となります。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は事業委員会に所属しておりませんので、こちらでお聞きをします。何点かございます。

まずは、町道畑山線のみさき公園と隣接する箇所において、今、みさき公園の土地から草が生えていたり、後、木も生い茂っているということで、かなり町道へ飛び出しているということで、それを避ける車がどんどん左側を走るといふような始末で、歩行者には危険な状態であります。

ここ、管理を早急にしていただきたいんですが、ここの箇所も細かいですが指定管理者の管理区画となっているかどうかということをお聞きしたいということと、後、今年の10月から管理するということになっていると思うのですが、10月以降にイベントなどを企画している団体等においては、イベントなどがそのまま実施できるのかどうかということと、後、今後、そのイベントを開催したいと思っておられる団体等の方々とは、どこを話すべきなのかということですね。

そして、後は、今のみさき公園の駐車場の料金についての料金体系はどうなるのかということと、後、収入についても、どちらに入っていくのかということですね。後、最後にお聞きしたいのが、リスクマネジメントのことについてです。導入施設のコンセプトとか、概要などを見たところは、しっかりと計画されていて、これが本当に実現できたらいいなというふうに率直に思うところであります。

また、この事業が定期的にその時代やニーズに合うものにアップデートを繰り返していても

らい、できるだけ長く実施できることを期待しているのですが、指定期間が令和4年10月1日から令和34年9月30日までということで、とても長いですね。メリットとしては、管理者側、企業として長期で投資開始を見込んで大胆に投資ができるというメリットはあると思うのですが、一方で、もしこの指定管理期間内に経営不振に陥る場合も考えられると思います。例えば、事業が破綻してしまった場合はどうするのか、これはあつてはならないと思いますが、その事業者が行方不明になり、公園内に建物、建築物がそのままの状態になったとき、撤去などはどうするのかという問題もあると思います。その費用は誰が出すのかというところも合わせて、そんな話し合いがなされたかどうかということをお聞きしたいということと、後、そのリスク負担、もしそういう話し合いがなされたのかどうか、なされていないのであれば、今後、別途取り決めをする予定か、なされたとしたらどんな内容かというのをまずはお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

5点ほどいただいたかと思いますが、まず1点目が、町道畑山線とみさき公園の隣接するところの草の問題ということでございますけれども、ちょうどみさき公園の区域と町道畑山線が隣接しておりますので、その部分について、みさき公園の区域内からはみ出している草というのは、当然、指定管理者に管理を行っていただくこととなります。一方で、道路管理者とも協議を行いながら4月に草刈りを行っております。また、秋にもう一度刈る予定として道路管理者が作業員の手配など計画的に進めているところでございます。

なお、今年は猛暑もあり、町内全域の草が、かなり伸びるのが早い状況になってますけれども、計画を立て、年2回程度実施しているという現状でありますので、ご理解をいただきたいというところです。それでもひどい状況であれば、ご要望いただきましたら対応させていただきますのでお願いします。

2点目が10月1日から指定が始まるということで、それ以降にイベントを開催する場合の取扱いにつきましては、現在、イベント開催の要請が3件程度きておりまして、この件につきましては、一定、開催の方向で事業者と協議をしたいと考えております。と言いますのも、設計の期間がございまして、その期間は施設内に重機が入ったりということはないと思いますので、その辺も確認しながら事業者と協議をしていきたいと考えております。

3点目の駐車場収入につきましては、既存の平面駐車場がございまして、事業者はこれを活用するのではなくて、新たな施設として事業者の費用をもって駐車場を整備する計画としてござい

ますので、こちらは、町としては都市公園法の設置許可を与えて、みさき公園条例に規定する使用料収入の対象になり、駐車場収入については、事業者が自分の資金で設置したものにになりますので、事業者の収入と取り扱うという考え方でございます。

最後に、30年間の指定期間ということで、リスク負担の考え方のご質問がありましたが、PFI法による事業契約期間は最長30年とされておりまして、事業者から30年間の提案をいただいております。他の事例も含め確認いたしましたところ、PFI事業の契約期間と指定管理の期間を同一にすることが事業者にとっても、PFI事業としてのメリットにつながるということで、事業者からも、協議をしている中で強い要請がありましたので、そのようにさせていただいているとともに、経営不振に陥った場合につきましては、PFI事業の事業契約の中で、そういう状況が起こった場合には、町としては契約を解除できる形になっております。

先ほどもメリットの部分で申し上げましたが、運営事業者の1事業者が経営不振に陥っても、町はSPCと契約しておりますので、経営不振の事業者をやり替えることも可能になっております。このように、できるだけ、そういうリスクを回避できるような契約にしておりますし、もともとの募集がPFI事業として独立採算型で事業者の民間の資金を活用して公園の中に新しい施設を設置していただいて運営していただくという形でございますので、ほぼほぼ契約の中身といたしましては、事業者が設置したものについては、事業者側に所有権がありますから、何か起こったときは事業者側がその施設を改善すると。ただし、施設内の中で町の施設として残っている部分と言いますか、そちらについては所有権が町にありますので、灯台ぐらいになるんですが、その部分について何か支障が起こったときには、町も一定の負担をしなければならないのかなというところなんです。要するに、これから長く運営する中で、町の責任において何か不都合が生じた場合は、町が合理的な範囲で必要な費用を負担することはありますけども、それ以外は事業者側で負担していただきながら運営していただくというような契約内容となっております。

○松尾 匡議員　そうですね、そういう話し合いを取りまとめて、今後、そういう契約にしていくということですね。

○吉田都市整備部理事　そういうリスク的な考え方も事業者と最終の詰めの段階に入っておりますので、この指定と合わせて契約も進んでいけると思っております。

○出口 実議長　松尾 匡君。

○松尾 匡議員　回答いただいて、またお聞きしたいところがあるのですが、まず1点、指定管理の管理区間、草が生えているという管理区間については理解をしました。この件は、随分前から

その周辺の住民の皆さんから苦情と言いますか、というのを聞いておりましたので、今も結構生えておりますので、ぜひとも管理をお願いしたいというところであります。

そして、2点目のイベントの開催についての件ですが、具体的に例えばイベントをしたい団体が、大体いつぐらいまで、その事業者が開発しないからイベントを開催できるよという何かそういう開催できるような期間というのですか、それは大体把握されているのかどうかというのと、後、この履歴事項全部証明書を確認したのですが、事業者の会社設立の年月日が今年の7月22日になっているのです。この7月22日ですけれども、この所在地がみさき公園内になっていると思うのですが、これは例えばこの議会の承認の前に既に、まずはいきさつをお聞きしたいと、ここにあがってくる前に、みさき公園の土地になっているというところが、そのいきさつを教えてくださいたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの松尾議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

イベントの考え方につきましては、管理が事業者さんに移ったとしても、パブリックスペースでのイベントは、募集要項の中には、賑わいを創出するイベント等の事業を実施することとなっております。ただ、整備期間中については、一旦できなくなるというふうにも考えられますので、事業者が管理していただいている場合は、今受けているイベントの内容を引き継いで、後はまた新規の場合は事業者と相談に行っていただければ、可能かどうかという手続を踏んでいただくというような考え方になるのかなというふうに思っております。

それと、会社の本店所在地の件につきましては、もともと募集要項の中で事業者は岬町内に本店を置くSPCを設立することというふうになっておりまして、事業者から相談があり、公園内に管理事務所を設置するというので、そこが現実的であろうということで、申請をいただいて許可を与えているというふうな考え方でございます。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 事業委員会に所属しておりませんので、一つだけお聞きしたいと思います。

今、説明を受けましてこの平面図がありましたが、この施設、建設計画いこうのを出してもらいましたが、この図面というのはイメージ図というところであらうのでしょうか。これは、一旦イメージとしてこういうふうにあげているけれど、契約が済んで実際の実設計に移って、それからまた実際の形でというのが見えてくると。これは、あくまでまだ、もちろん最終決定で

もないし、これからまだ変化があるというように思っておいていいのでしょうか、お聞きしたい
と思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

お示しさせていただいている図面は、事業契約までに提出を求めています公園計画の中で提出
いただいているものとなります。事業契約後は、この公園計画どおりに実施していただくとい
うのが基本になっておりますが、おっしゃいますとおり、契約後に基本設計、実施設計に入って
まいります。その中で、不都合が出てくる場合もございますので、そういった場合は双方で協議
を行い修正が加わる可能性があるということでご認識いただきますようお願いいたします。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 何か不都合とか、事情が変わらなければ、ほぼこのまま設計していくということ
であったと思います。

それで、先ほど1点と言いましたが、もう一つだけ、今の説明を聞いていましたら、動物園を
何かメインにしているような印象を受けたのですが、その動物も今までみたいに檻の中で飼って
いるのを見せるだけではなく、また、見せ方も工夫して、その動物園を見渡せるホテルもつくる
ということですから、この新しいみさき公園は動物園と言いますか、新しい見せ方の動物園を中
心にしているようですが、それは住民からの要望などがあって、それを元にこういうふうにも動物
園を中心にいこうとなったのか。これは、もともと事業者のほうでこの動物園を主にしてやっ
ていくというふうに出てきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

一般公募をする時点で、事業者から提案をいただく形になっておりますので、ただいまのご質
問につきましては、町の募集要項等を踏まえて事業者から提案をいただいた内容となってござい
ます。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 失礼します。時間いただきましてありがとうございます。

先ほど、松尾議員様から、畑山線の草刈りの状況をちょっとお話いただきまして、そのこと
について、少しお話させていただきます。

最近、どうしても今まで自治区さんのほうで刈っていただいていたところが、高齢者も増えてどうしても役場で刈ってほしいと。基本的には、岬町としましては1回は刈っていくようには考えております。畑山線とか、そこにつきましては、議員もご存じだと思いますけども、先ほどうちの理事のほうからお話させてもらったように4月末、6月の梅雨までには一度刈ろうということ、今年の雨は少ないのですけども、どうしても草の生え方が異常に伸びるものが早くて、今1回目を担当のほうでは刈っていつている状況でございます。今後、秋口に、秋口言うたら今になってくるんですけども、2回目については、その畑山線については刈っていく予定をしておりますので、どうしても今の状況を考えながら私ども進めておりますので、その辺はご理解いただければなと思っておりますので、よろしく願いしときます。

○出口 実議長 ほかには質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 私は事業委員会に所属しておりますので、細かい点はそこで審査にかかわらせていただくことになるのですが、事業委員会での審査に先立ちまして、一つはお配りいただいた資料というか、議案と一緒に配られた資料の最終ページのみさき公園導入施設ということで、カラー刷りのものを配っていただいているのですが、大まかなことは分かるのですが、例えば小さな四角がぼちよ、ぼちよ、ぼちよと配置されていたりするんですね。これが何なのかとかよく分からないのです。もう少し詳細な資料をご用意いただくことが可能かどうか。資料の追加の請求が一つです。

それから、資料ということで言いますと、もう1点、公園計画、これはまだまとまっていないような印象を受けているのですが、これもご配付いただきたいと思っております、それは可能かどうかお聞きしておきたいと思えます。

それから、もう1点お尋ねするのですが、これまでの手続の経過をご説明いただきました。非常にご苦労なさってここまで来たと思うのですが、説明の中になかったことで、少し確認をさせていただきたいと思えます。

6月の議会で提案をされ、可決もいたしました。学識経験者の皆さんから専門的な見地での意見をいただくということで、15万円の報償費が増額補正として可決されたところなのですよね。その意見も今日は聞けるのかと思っていたのですが、特に説明がありませんでした。6人の委員の皆さんにそれぞれ3回ずつ打ち合わせをするというような説明があったかというように思っているのですが、それはなされたのでしょうか。なされたのであれば、その概要をまた、今はこの

場で、なされたかどうかだけとりあえず、それからなされたのであれば、その内容についてお聞きしたいと思っているのですが。

○出口 実議長 それは事業委員会での回答ではだめなのですか。

○中原 晶議員 いいですよ。

きちんと予算通りに執行されているのかどうか。3点目はこれで結構です。

○出口 実議長 資料の提出ができますかどうか。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご提示させていただきました導入施設の中で、小さい施設もあって、これが何を意味するのかというところを補足するような形にしてほしいということでございますので、これは獣舎であったり、トイレであったりというところでありますけれども、できるだけカバーできるような形をとらせていただきたいと思います。とっております。

公園計画については、PFI事業の規定に基づき提出いただいているものなんですけれども、これまでにご説明させていただきましたとおり、法施行規則で事業契約を締結した後に公表することが義務づけられておりますが、今回は指定管理者の指定とみさき公園条例の議案についてお願いしております、これが事業委員会に付託されるものとはいうものの、しっかりと議員の皆様にもご理解をいただかないといけないというところもありますので、内部で検討させていただき、事業委員会に臨みたいという思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

選定審査委員会の委員のご意見につきましては、ランドスケープの委員、建築の委員には出向いてまいりましてご意見をお伺いしたところでございます。弁護士先生にもいろいろとご相談をさせていただいており、こちらにつきましては電話で対応していただいている状況であります。

まだ最終的に伺いする可能性もございますが、現在のところはそういう状況となっております。

○出口 実議長 また、後は事業委員会でもんでいただけますか。よろしく申し上げます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町立みさき公園の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第7、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第7、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、国家公務員の育児休業制度の一部改正に準じ、職員の育児休業等の取得要件を見直すため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、別添の育児休業等に関する条例改正に係る概要資料に沿ってご説明します。

お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

まず、1、改正の理由です。

改正の理由、背景としましては、民間労働者に対する育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等が令和3年6月9日に公布されたことを受け、国家公務員の育児休業等に関する制度改正と同様に、地方公務員においても段階的に妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るための法改正があり、令和4年10月1日からは国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることなどから、今回の条例改正もそれに準拠するものです。

次に、2、改正の概要の部分です。

具体的な改正内容についてですが、まず、(1)非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和についてです。新育休条例第2条第4号(ア)の改正部分ですが、例示のイメージ図をご覧ください。現行では、非常勤職員の育児休業の取得要件として、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が更新される。または、引き続いて同一任命権者に任用される可能性がある場合は、育児休業の取得が可能です。今回の改正では、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合は、1歳6か月まで先の任用の可能性ではなく、子の出生後8週間の末日から6月を経過する日までに任期の継続、更新の可能性のある場合が追加され、取得要件の期間が約半分に緩和されることとなります。

次の2ページをご覧ください。

(2) 非常勤職員の子の1歳以降の育児休業取得の柔軟化のところです。①から③につきまして、非常勤職員の子が保育所に入所できない等の特別な事情がある場合に、子の1歳6か月または2歳に達する日まで育児休業の取得を柔軟化するための改正です。イラスト例で、現行では育児休業の各期間の初日でしか夫婦交代できませんが、改正後は非常勤職員の配偶者の当該育児休業期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業期間の初日とする場合を追加します。これにより、子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間、また、1歳6か月から2歳に達する日までの期間において、各期間の初日から取得できなかった育児休業が配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を育児休業開始日にできることとなり、各期間途中で夫婦交代で育児休業取得が可能となります。

次に、3ページの(3) 育児休業の取得回数制限の緩和等についてです。再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書により申し出た場合の再取得に係る規定を削除します。この規定を削除することで、育児休業等計画書により申し出た場合に限るという限定を外すこととなり、育児休業承認時において、あらかじめ申し出た場合ではなく、育児休業承認時に申し出ていなくても、出産後の子や生活状況に応じて配偶者と育児休暇の交代を行うことが可能となるなど、柔軟に再度の育児休業の取得が可能となります。

次に、新育休条例第3条6号関係の部分ですが、②再度の育児休業取得に係る任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものです。そもそも、育児休業は復帰を前提とした休業でありながら、地方公共団体で働く非常勤職員は会計年度任用職員を含め、当初から任期を定めた上で採用していることから、復帰を条件とした育児休業の性質から再度の育児休業ができる対象となりにくい状況でございました。しかし、今回の整備により対象が拡大されたことで任期を定めて採用された職員も再度の育児休業を取得できるようになります。

その他参考で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の内容として、イメージ例を記載しております。妻の出産、退院時、里帰りから戻るとき、配偶者の職場復帰のときなど、男性職員も配偶者を支援できるよう育児休業の分割取得がしやすい改正がされています。また、条例改正とは別に法改正に合わせて、規則の改正も予定しております。

4ページをご参照ください。

育休規則の改正では、育児休業の請求期限を現行の1か月前から2週間前に短縮する予定です。給与規則の改正では、期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、在

職期間等の算定にあたって、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととし、賞与面で不利益を受けないように規定を整備する予定です。また、休暇規則の改正では、育児参加のための休暇の対象期間の拡大を予定しております。

最後に附則ですが、国家公務員に準じて、令和4年10月1日から施行するものです。

改正内容の説明は以上です。本件は、総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第8、議案第46号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第8、議案第46号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、令和4年5月に国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援についてが発出され、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が変更されたことに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金支給規則の一部について、改正と整理が行われたことにより、本条例について引用規定に移動が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、本条例第2条第8号中、附則第5条第1項を附則第3条第1項に改めるものでございます。

なお、附則について、施行期日を公布の日からと定めております。

以上が条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第9、議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正についてを議題とい

たします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第9、議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、PFI事業者にみさき公園の管理を行わせるために必要な事項を定めるため、本条例に所要の改正を行うものとなっております。

議案書の裏面以降に、岬町立みさき公園条例の一部を改正する条例案と新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

なお、説明にあたりましては、同時にお配りしております岬町立みさき公園条例の一部を改正する条例案の概要についてを用いて説明させていただきますので、そちらをご覧くださいようお願い申し上げます。

はじめに、1、改正の趣旨といたしましては、PFI事業者にみさき公園の管理を行わせるために必要な事項を定めるため、本条例に所要の改正を行うものとなっております。

次に、2、主な改正内容についてご説明をいたします。

(1) 権利譲渡の禁止第7条の6関係は、都市公園法に基づき公園施設の設置管理許可を受けたものは、当該権利を他人に譲渡、転貸し等はできない旨を規定しているものですが、PFI事業者が設置管理許可を受け設置した公園施設の中には、その一角に複数のテナント事業者を出店することが想定されますことから、このようなPFI事業者の取扱いが公園利用者の利便性の向上を図る上で特に有効と認める場合は、例外的に当該権利の譲渡、転貸し等を認めることができるよう、ただし書き規定を追加するものがございます。

(2) 指定管理者による管理(第11条)関係では、第11条第1項第1号中、指定管理者に行わせる業務について、第4条第1項に規定する行為の許可に関する規定であることを明確化するため、第4条1項の許可から、第4条第1項の規定による行為の許可に改めるものがございます。

(3) 公園施設の設置基準の特例(第20条)関係では、みさき公園に公園施設として設けられる建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合、いわゆる建蔽率の特例上限を100分の6から100分の9に改めるものがございます。この改正の趣旨といたしましては、PFI事業者から提出された公園計画において、公園施設の建築総面積は改正前の100分の6を超えない程

度となっておりますが、今後、建蔽率の基礎となる建築面積の取扱いについては、大阪府の建築部局と協議を行うことになっておりまして、この協議結果によっては、新たに建築面積に参入される公園施設になる施設も想定されることや、今後、事業者において予定されております実施設計業務の結果によっては、建築面積が増加する可能性も否定できないことから、この建蔽率の上限を引き上げるものでございます。

(4) P F I 事業における公園施設の設置または管理許可期間の特例（第21条）関係では、都市公園法第5条の規定に基づく公園管理者以外の第三者に対する公園施設の設置または管理の許可の期間及びこれを更新する場合の期間の最長限度につきまして、同条第3項において10年とされておりますが、P F I 事業として行う公園施設の設置または管理を行う場合に限り、設置管理許可の期間を当該P F I 事業契約の期間の範囲内において公園管理者が定める期間、最長30年まで延長する法改正が行われましたことから、この改正内容に準じてP F I 事業における公園施設の設置管理許可の期間を当該事業契約の契約期間、最長30年の範囲内において町長が定める期間とする特例規定を追加するものでございます。

(5) P F I 事業における指定管理者の指定期間の特例（第22条）関係は、アの指定管理者制度の適用（第1項）において、P F I 事業により、みさき公園を整備しようとするものであって、当該施設の管理を包括的にP F I 事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法に規定する指定管理者制度を適用する規定を追加するものでございます。これは、指定管理者制度の法制化に伴い、P F I 事業との関係性について調整整理するため、地方公共団体におけるP F I 事業について、平成15年改正の自治事務次官通知があり、この通知による内容を踏まえまして、原則として指定管理者制度を導入する規定を追加するものでございます。

イの指定管理期間の特例（第2項）につきましては、岬町都市公園条例第15条の2において、指定管理者の管理の期間は5年を限度として町長が定める期間としておりますが、本条例では指定管理期間を定めておりません。こうした状況の中、P F I 事業者からみさき公園の維持管理・運営は30年を予定する提案がなされています。また、上記（4）に記載のとおり、P F I 事業における設置管理許可期間は最長30年の延長特例が定められています。この設置管理許可期間の最長30年の特例規定を踏まえ、また、併用する指定管理者制度における指定管理の期間を30年間とすることが、P F I 事業者がみさき公園運営事業を長期かつ安定的に実施することにつながると考えられます。これらのことを踏まえ、P F I 事業者が指定管理者としてみさき公園の管理に関する業務を行う期間は、P F I 事業契約の契約期間、最長30年の範囲とする規定を追

加するものでございます。

ウの指定管理業務を行う対象区域（第3項）につきましては、PFI事業者が指定管理者としてみさき公園の管理に関する業務を行う対象区域は、本公園及び本公園上の全施設とする規定を追加するものです。なお、今後のみさき公園全域の管理運営につきましては、都市公園法による設置許可エリアと指定管理者制度による管理エリアが公園内に存続することから、両制度の対象範囲を明確化し、都市公園法による設置許可エリア及び指定管理者制度による管理エリアのみさき公園全域をPFI事業者が管理することを明確化するために追加するものでございます。

（6）協議会の設置（第23条）関係は、法第17条の2の規定に基づき、みさき公園の利用者の利便の向上を図るため、まち、事業者及び地域の関係者等とが必要な協議を行うことを目的とした協議会の設置をする規定を追加するものです。また、第2項では、協議会の構成員に関する規定を、第3項では、協議会において協議が整った事項については、その結果を尊重しなければならない規定を、第4項では、協議会の運営に関し必要な事項については、規則で定める規定を追加するものです。

（7）別表第1及び第2の一部改正につきましては、アの有料公園施設の種類（別表第1）におきましては、PFI事業者が提案する公園計画に基づき、園内既設駐車場及び野外ステージを廃止し、新たな園内駐車場の設置許可により新設する計画でありますことから、別表第1に規定する関係規定を削除するものでございます。

次に、イの有料公園施設等の使用料（別表第2（4）及び（5））につきましては、別表第1の改正に伴い、別表第2の（4）に規定する園内既設駐車場及び野外ステージに係る使用料等の規定を削除するとともに、同表（5）に規定する車両の定義のうち、自動二輪の定義を削除するものでございます。

最後に、3、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定については、規則で定める日から施行するものとしております。

以上が条例改正案の概要となっております。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町立みさき公園条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第10、議案第48号、教育長の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第10、議案第48号、教育長の任命についてご説明を申し上げます。

教育長、古橋重和氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、議会の同意を求めるものであります。

現在の教育を取り巻く環境は厳しいものがあり、人口減少と少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症対策、部活動の地域移行、学校における働き方改革など、幅広い課題が山積しております。

これらの課題に対応するとともに、教育行政と学校とのパイプ役として、古橋重和氏を任命たく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

古橋氏は、人格、見識とも優れ、実行力、指導力に富み、学校や地域の信頼も極めて厚く、教育長として適任であると考えます。

同氏の住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書裏面をご覧くださいと思います。

なお、教育長の任期につきましては3年となります。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○出口 実議長 少し、教育長の退室が遅れまして申し訳ございません。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより議案第48号、教育長の任命についてを起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま教育長の任命について同意され、令和4年10月から教育長に再任されます、古橋重和君から皆様に挨拶をしたいとの申し出がありますので、これを許可します。

古橋重和君。

○古橋教育長 議長のご配慮により、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

ただいま、教育長の再任につきましてご同意賜り、誠にありがとうございます。改めて、その職責の重みを感じ、身の引き締まる思いでございます。

思い起こしますと3年前、教育長に就任をいたしましたときは、ラグビーワールドカップ日本大会が開催をされておりまして、岬町でもパブリックビューイングが催されるなど、日本中が大変盛り上がった時期でございました。

その熱気も冷めやらぬうちに、年が明けますと、今もその対応が続いております新型コロナウイルス感染症によりまして、全国一斉の臨時休校、また、分散登校をはじめとして教育活動がかなり制限、制約されてきました。

私は、このコロナ禍を通じて、子どもたちにとって学校というのは安全で安心な場所ではなければならないと痛感したところでございます。このことを肝に銘じつつ、先ほど町長も述べ

られましたように、山積する課題に真摯に向き合い、町長と教育委員会が一体となって教育施策の推進に微力ではございますが全力で取り組み、最善を尽くしてまいりたいと思います。

どうか、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻、そして何よりもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○出口 実議長 お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をすることに決定いたしました。

再開は13時10分から再開いたします。

(午前12時04分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○出口 実議長 日程第11、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第19、認定第9号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件は一括議題とすることに決定いたしました。

これにより、令和3年度成果報告・決算に関する説明を求めます。

成果報告について、町長、田代 堯君。

○田代町長 ただ今、議長のお許しを得ましたので、令和3年度成果報告決算に関する説明を行わせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から、説明を簡略化させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、併せて日程第11、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてを、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、一括提案申し上げます。

なお、令和3年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書は、あらかじめ配付いたしております。

さて、私は平成21年10月に町長に就任してから今年で13年目を迎えます。この間、住民の皆様のご理解、ご協力の下、平成19年度から実施しておりました固定資産税の超過課税率0.3%を行財政改革を進めることで、平成25年度には0.1%、平成28年度にも0.1%、それぞれ引き下げ、段階的に税率の見直しを進めてまいりました。

住民の皆様には、超過税率0.1%につき、年間約8,000万円のご負担が生じていたことから、平成19年度導入時の約2億4,000万円が平成25年度には約1億6,000万円、さらに平成28年度には約8,000万円と住民負担の軽減に努めてまいりました。

そして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計への負担を考慮し、残りの0.1%の引き下げを行うことで、令和3年度から超過課税を完全に解消することができました。

平成19年度以降およそ14年間にわたって住民の皆様にご協力をいただき、町の様々な施策に充当させていただきましたことを、改めて心より厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、本町の財政状況はいまだ脆弱であります。本年6月の行財政改革懇談会の答申書の内容を踏まえ、次期集中改革プランの策定に着手するとともに、引き続き行財政改革に努めてまいります。

さらに、令和2年当初、私は新型コロナウイルスという未知の感染症の大流行に直面し、感染症に関する知識や情報が少ない中、住民の皆様にご協力をいただき、町民の命と健康を守るため、様々な対策を実施してまいりました。

令和3年度には、感染拡大防止対策を続けるとともに、住民の皆様の生活を支え、地域経済を守るための施策を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう、本町では国の方針等に基づき、迅速な対応に努めてまいりました。また、国の施策に加えて本町独自の支援策も実施してまいりました。

国が推進した子育て世帯への臨時特別給付金では、本町独自の判断として所得制限をなくし、子育て世帯の全世帯に対し給付を行いました。また、緊急事態宣言に係る国の支援制度の対象とならない町内の事業者へは、事業者支援金を令和3年度においても本町独自に継続して支給いたしました。

小学校、中学校では、コロナ禍における保護者の経済的負担軽減のため、給食費の無償化や水道基本料金の半額補填を継続いたしました。

さらに、コロナ禍において、重症化リスクが高く、外出の制限を余儀なくされている高齢者の負担軽減を図るとともに、地域における消費を喚起することで、地元事業者を応援するため、65歳以上全住民に対し、岬町高齢者生活応援商品券を交付いたしました。また、女性の貧困対策としましては、経済的な理由で生理用品の調達が困難な女性を対象に生理用品の無償配布を行いました。

このように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源に、コロナ禍における住民の皆様の命と健康を守り、地域経済を支援するため、様々な町独自の施策を実施してまいりました。

令和3年度決算の概要としましては、一般会計の歳入決算額は79億4,400万円、歳出決算額は78億4,600万円となっております。

歳入歳出決算額の差し引き、およそ9,800万円から翌年度へ繰り越す財源2,600万円を差し引いた結果、実質収支はおよそ7,200万円の黒字とすることができました。また、令和3年度の普通会計決算における実質収支は、約7,200万円の黒字、単年度収支におきましても、約400万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

一方、財政構造につきましては、経常収支比率は94.7%となり、前年度から0.2ポイント、実質公債比率は10.5%となり、前年度から0.1ポイントといずれも改善しております。

経常収支比率、実質公債費比率とも高い水準ではあるものの、改革の取組の成果により、着実に改善してきております。

さらに、就任時の平成21年度末には、約94億9,000万円あった町債残高は、令和3年度末には78億7,000万円となり、およそ16億2,000万円の減少となっております。また、財政調整基金等の基金残高は、平成21年度末には約8億9,000万円あった基金残高は、令和3年度末には13億9,000万円となり、約5億円の増加となっております。

このように、財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られるものの、依然として義務的経費を中

心に本町の財政を圧迫している状況にあります。人口減少が見込まれる将来世代に対し、負担を先送りすることなく、本町の地域再生の実現に向け、一定の推進を図ることができました。

続いて、昨年度に実施いたしました施策の概要について、令和3年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第5次岬町総合計画の六つのまちづくりの目標に沿って説明申し上げます。

まず、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちでございます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、国、大阪府、関係機関と協力し、接種対象となる全住民へのワクチン接種を実施いたしました。住民の皆様、地域医療機関の皆様のご理解とご協力のもと、初回接種は全住民の80%以上で、3回目接種についても65%以上と、大阪府内でも高い接種率を達成することができました。また、感染拡大防止対策について、正しい知識情報を提供し、住民が自ら感染予防に取組めるよう支援を継続いたしました。

児童生徒への感染予防対策の一環としては、小中学校に非接触型体温計やアルコール製剤、トイレ清掃用品を備え、感染防止策を実施いたしました。

さらに、地域医療機関における検査相談体制を確保するとともに、地域医師会へ働きかけ、新たな二つの医療機関に協力をいただくことができました。

相談体制につきましては、コミュニティソーシャルワーカーの配置や、これを核とした福祉総合相談窓口を設置し、関係機関との連携を充実させてまいりました。

介護予防事業の新たな取組としましては、地域のリハビリテーション専門職との協働により、生活機能の低下した高齢者の生きがいづくりや短期集中介護予防事業の実施に向けた取組を行いました。また、高齢者等が主体となった介護予防や多世代交流の居場所づくり等の活動を支援するため、岬町生活支援介護予防サービス協議体から派生した住民主体の地域活動に対し、組織の立ち上げや支援を行いました。

低い受診率が課題となっているがん検診につきましては、受入れ医療機関の確保及び女性のがん検診に特化した検診日を設定するなど、受診しやすい体制整備をいたしました。

妊婦乳幼児保健施策としましては、一般不妊、不育治療費助成額を5万円から10万円に増額し、妊娠を希望する方の経済的負担の軽減を図りました。また、既存の各種事業と併せて、妊娠から育児までの各時期での相談に対応し、全ての親子が育児不安を解消でき、孤立を防ぐための切れ目のない支援の継続に努めてまいりました。

岬町住民の子どもが通う町内外の私立幼稚園等の給食費の助成につきましては、令和3年度も

継続するとともに、令和4年度からは、新たにこぐま園も対象に加え実施しております。

次に、あらゆる世代の人が豊かな心を育むまちでございます。

学力向上チャレンジアップ事業につきましては、計画的に思考力、判断力、表現力等の向上を図るため、小学校学力診断テストを行い、学力の把握、分析、検証と改善を実施いたしました。また、一人一台のタブレット端末使用による基礎の定着や家庭学習の推進を図るため、教育用ソフトを導入いたしました。

GIGAスクール構想の推進にあたりましては、ICT支援員を配置し、一人一台端末を活用した授業支援や校内研修などを実施いたしました。また、学習の個別の最適化を図るため、教育用ソフトを導入し、効果的な授業支援を実施するとともに、Wi-Fi環境の整っていない家庭にモバイルルーターの貸し出しを実施いたしました。

教育相談事業については、就学前からのきめ細やかな教育相談を実施するため、小中学校及び幼稚園にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを引き続き配置いたしました。また、必要に応じ精神科医が行う心の相談事業と連携し、課題解決に努めてまいりました。

文化芸術育成事業につきましては、小学校6年生を対象に障がい者への理解やともに生きる社会を目指すため、対面とオンラインによる車いすダンスの披露と講話等を取り入れた講演会を実施しました。

教育施設的环境整備としましては、小学校のトイレを機能的で快適にするため、多奈川小学校2階、3階、淡輪小学校、深日小学校2階、普通教室棟のトイレ改修を実施いたしました。

小学校体育館空調整備事業としましては、体育授業等における熱中症対策及び災害時における避難所環境の向上を図るため、各小学校の体育館に空調機器を整備いたしました。

調理食数の減少や衛生管理の厳格化、労働環境の改善等に伴う岬中学校給食調理場と学校給食センターとの統合については、統合に必要な設備等を更新し、計画どおり令和3年8月に統合を完了いたしました。

文化センター改修事業につきましては、利用者、来館者に安全、快適な利用環境を提供するため、集会室入り口にスロープを設置し、バリアフリー化を図るとともに、各部屋の空調機器の交換を行いました。

国の指定重要文化財修復支援事業としましては、劣化が著しい興善寺の仏像3体を修復するため、4か年の修復計画に基づき支援を実施いたしております。

次に、新たな活力と魅力があふれるまちでございます。

農林行政策につきましては、みさき農とみどりの活性化構想や農業者の高齢化等による担い手不足や、遊休農地が増加している本町の現状を踏まえ、新たに岬町農産物特産品化支援補助金を創設して、農業者等を支援し、農産物の特産品化やふるさと納税謝礼品の拡充に向けた取組を進めてまいりました。また、森林環境譲与税を活用し、利用者が多い飯盛山登山道において、危険となる樹木の伐採に取り組みました。

漁業振興につきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化を支援いたしました。

観光振興につきましては、観光庁の既存観光拠点の再生、高付加価値化推進事業の採択を受け、南海電気鉄道株式会社と連携し、多奈川線スポーツツーリズムの取組を推進いたしました。

加えて、岬町観光協会など関係機関と連携し、深日・洲本ライナーを活用した周遊ツアーの構築に向けた実証実験を行うなど、コロナ禍の影響を踏まえた新たな観光施策の検討にも取り組んでまいりました。

広域的な観光振興としましては、日本遺産葛城修験の構成文化財をPRするため、案内看板の設置を行うとともに、和歌山市や大阪府などの関係機関と連携し、周遊ルートを検討や近畿自然歩道の整備を進めてまいりました。また、国指定の文化財である船守神社、興善寺、西陵古墳においては、文化庁の多言語解説整備事業の採択を受け、11か国の多言語解説文多言語サイトの設置、マップ、動画制作、看板設置などを行い、本町にある文化施設を周遊していただくための整備を進めてまいりました。

さらに、一般社団法人、KIX泉州ツーリズムビューローと密に連携し、多奈川線や周辺の観光資源について、台湾へ情報発信するなど、コロナ感染拡大の収束を見据え、観光プロモーションに努めてまいりました。

企業誘致の取組としましては、関西電力多奈川発電所跡地に関西電力、大阪府と連携して企業誘致活動に取組み、ニューレジストン株式会社の進出が決定するとともに、株式会社センヨーの進出に向けた協議も進められております。また、多奈川第2発電所の撤去も進められており、今後も関係機関との連携を進め、企業誘致に取り組んでまいります。

次に、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちでございます。

地域防災力の強化につきましては、自主防災組織の防災活動に必要な資機材の整備に対する補助制度により、深日、若宮自治区に補助を行いました。

避難行動要支援者名簿につきましては、登録更新を行い、自治区・自主防災組織隊員での個別支援計画の策定を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等を関係者との継続的な支援体制の構築に努めてまいりました。

東日本大震災で広葉樹の森がまちを守る防災林となり、大きな役割を果たしたことから、大阪府とA I Gジャパン・ホールディングスの連携協定に基づき、多奈川小学校において土石流から学校を守るため、岬町のちを守る植樹祭を実施いたしました。

ごみ処理施設の整備につきましては、経年による劣化が著しいごみクレーンバケットの更新を行い、ごみ処理施設の焼却能力の維持に努めてまいりました。

次に、安全で快適な住み心地のいいまちでございます。

道路施策としましては、町道美化センター連絡線について、道路の見通しを改善するため、府道との交差部の曲線部の改良整備工事を実施してまいりました。

加えて、町道西畑線の池谷集落区間のバイパス化の整備工事を推進するとともに、災害等緊急時及び下水道整備促進のための道路として、町道池谷向出連絡線の道路設計及び用地測量を実施いたしました。

コミュニティバスにつきましては、基本路線に小型ノンステップバス1台を導入し、障がい者、高齢者等の利便性の向上を図りました。

みさき公園につきましては、令和2年3月末、南海電鉄によるみさき公園運営事業撤退以降、本町はみさき公園を都市公園として存続し、維持管理するとともに、新たな事業者による民間の活力を生かしながら、本町への集客とにぎわいの中核拠点として住民や周辺自治体の利用者にも親しまれる新たなみさき公園の再開を目指しております。

この方針に基づき、民間の資金やノウハウを最大限に活かした魅力ある都市公園の実現を目的として、P F I法に基づき事業者の公募手続を進め、令和4年3月に優先交渉権者を決定いたしました。

今後は、新たなみさき公園の整備に向け、公園計画の確定、事業契約の締結など必要な協議を進めてまいります。

下水道事業につきましては、深日兵庫地区において、公共下水道事業を実施いたしました。また、小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への接続を引き続き促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成に努めてまいります。

目標年次を迎え、岬町住宅マスタープラン及び岬町営住宅長寿命化計画については、新たな計

画の策定を完了いたしました。

次に、すべての人が輝くまちづくりを進めるまちでございます。

深日港と洲本港を結ぶ旅客船運航につきましては、コロナ禍で短期間の運航でありましたが、1日当たりの乗船者が過去最多となりました。今後も、関係機関と連携し、大阪湾を1周できる広域観光の推進に引き続き取り組んでまいります。

官民連携の取組としましては、官民連携事業研究所と締結した公民連携促進に関する連携協定書に基づき、広報の充実や職員の接遇向上に向けた取組を行いました。

今後とも、行政が抱える課題の解決や住民サービスの向上、地域の活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用してまいります。

地方創生の取組としましては、定住促進施策として、住宅取得等に対する支援措置や、府営住宅を活用したお試し居住を引き続き実施いたしました。

結婚新生活については、所得要件の見直しとともに、補助金の上乗せ補助を行い、出産祝い金については、継続して支給を実施いたしました。また、商工会、地域金融機関と連携した創業支援や農業、漁業に新規就労される方への支援を引き続き実施いたしました。

地方創生の取組を加速化させるため、国の特別交付税を活用した地域おこし協力隊事業を実施し、空き家の利活用や移住支援並びに農漁業の活性化を図ってまいりました。

新規事業としましては、岬町の認知度の向上と移住・定住を図るべく、岬町の魅力を伝える情報番組を制作し、認知度が低いとされる大阪市以北に向け放送することで、関係人口の創出に努めました。

多文化共生の推進につきましては、大阪府立大学、現在の大阪公立大学と締結した包括連携協定に基づき、留学生との交流を通じた地域活性化プロジェクトに継続して取組、国際感覚豊かな人材育成、地域の国際化を推進いたしました。

行政のデジタル化の推進としましては、岬町におけるデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示す、岬町DX基本計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、本町のデジタル化を推進し、各種住民サービスの利便性向上や行政運営の効率化を図ってまいります。

以上が、令和3年度における主要施策の成果概要でございます。

これらの成果は議員各位並びに住民の皆様の多大なるご支援、ご協力によるものと改めて深く感謝申し上げます。

今後も住民の皆様、議会の皆様、産学官の関係者の皆様と連携し、協働で日本一温かみのある町政を目指し、町政運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させますので、よろしくお願いいたします。

どうも長時間ご清聴ありがとうございました。

○出口 実議長 次に、決算に関する説明についてを。

副長町、中口守可君。

○中口副町長 それでは、私のほうからは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。

先ほどの町長からの「令和3年度成果報告」と同様に、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、要点を絞った説明とし、簡略化させていただきたく存じます、重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

決算書とともに送付いたしております「令和3年度決算説明資料」の1ページをご覧ください。まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額79億4,448万6,000円、歳出決算額78億4,644万1,000円となっており、翌年度に繰越すべき財源2,626万2,000円を差し引くと、実質収支7,178万3,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計などの特別会計の合計につきましては、歳入決算額56億9,090万8,000円、歳出決算額55億9,747万8,000円となっており、実質収支の9,343万円の黒字決算となっております。

次に、2ページをご覧ください。普通会計財政収支の状況でございます。

令和3年度普通会計決算は、歳入総額79億4,403万1,000円、歳出総額78億4,598万6,000円となっており、翌年度に繰越すべき財源2,626万2,000円を差し引くと、実質収支7,178万3,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

令和3年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、経常収支比率など財政構造につきましても、依然として高い水準にあるものの、いずれも改善傾向にあり、これまでの改革の取組の成果が着実に現れてきております。

まず、歳入決算におきましては、国庫支出金は令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症に対する支援施策の財源でありました特別定額給付金補助金がなくなったことに加え、地方債につきましても、令和2年度で防災行政無線整備事業が終了したこと等により、大幅な減少となりました。

その結果、歳入全体では令和2年度から約12億139万2,000円、率にして13.1%の減少となっております。

次に、歳出決算につきましては、補助費等は令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の支援施策でありました特別定額給付金がなくなったことに加え、投資的経費につきましても、令和2年度で防災行政無線整備事業が終了したこと等により、大幅な減少となりました。

その結果、歳出全体では令和2年度から11億7,018万1,000円、率にして13.0%の減少となりました。また、令和3年度の翌年度に繰越すべき財源は、2,626万2,000円であり、令和2年度から3,557万3,000円減少したことから、実質収支は令和2年度から改善が図られました。

続いて、3ページをご覧ください。財政構造の弾力性を示す指標の一つである経常収支比率は対前年度0.2ポイント減少の94.7%となり、改善いたしました。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における令和3年度末現在高は、78億7,091万円となっており、令和2年度から3億3万8,000円減少いたしております。これに特別会計を加えた令和3年度末現在高は、112億7,271万2,000円となっており、令和2年度から5億811万5,000円減少いたしております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の令和3年度末現在高は、財政調整基金の増加や、新たに庁舎整備基金を積み立てたことで、13億9,585万9,000円となっており、令和2年度から7,420万7,000円増加しております。

これに特別会計所管の基金を加えた令和3年度末現在高は19億5,324万8,000円となっており、令和2年度から4,011万7,000円減少いたしております。

なお、健全化判断比率等につきましては、この後の議案においてご報告させていただきますので、この場では省略させていただきます。

最後に、4ページをご覧ください。地方消費税交付金のうち社会保障財源化分に係る令和3年度歳入決算額は2億58万6,000円となっております。

一方、社会保障施策経費全体の令和3年度歳出決算額は28億2,030万5,000円とな

っております。

以上のように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができましたが、本町の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあることには変わりございません。

こうした環境下におきましても、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、令和3年度の各会計の決算概要でございます。

説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 ただいま説明のありました決算認定に係る9議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第11号、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本9件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程20、報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の報告を求めます。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第20、報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定9につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

事故発生日時は、令和4年2月14日月曜日、午後6次40分ごろ。

事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪339-1地先。

損害賠償及び和解の相手方は、個人でございます。事故の概要でございますが、別紙位置図も合わせてご覧ください。相手の方が町道峰自動東2号線を歩行中、道路位置図の陥没箇所側の側溝の床版に穴が開いていたことから、右足が道路側溝内にはまり込み転倒した際に、右ふくらはぎ、右膝、右肘に損傷及び打撲をおったものであります。

損害賠償額は、けがを負ったことによる治療費、通院交通費、入院、慰謝料及び休業損害合わせ、対人損害賠償といたしまして、2万1,455円でございます。

なお、損害賠償額につきましては、損害保険ジャパン株式会社から相手方に全額支出されることになってございます。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当いたしますので、令和4年7月24日に専決処分を行ったものでございます。

今後におきましても、安全で適正な道路管理に努め、事故発生の防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 住民が道路設備の傷みと言いますか、それがもとでけがをしたということですが、その傷み具合を確認しておきたいのですが。というのは、同じようなことがあれば、ほかの住民もそういうことになりかねないと思うので、今の話では側溝に落ちたということですか

れども、側溝の蓋がなかったのか、蓋に穴が開いていたのか、さびていて踏んで踏み外したのか、踏み込んだのか、この事情が分かれば、もう少し詳しく説明をお願いします。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

側溝の蓋の状況なんですけれども、車が通るところでして、ちょうどその側溝の蓋が車が通ったことによって穴が開いて下に落ちてた状態になっておりました。

以上でございます。

一つ、私先ほど報告させていただいた中で、一つ訂正をお願いします。

専決処分の受けた日にちなんですけれども、7月24日とお伝えさせていただいたんですが、25日の間違いでございますので、訂正をよろしくをお願いします。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 側溝の蓋が落ち込んでいたということですが、この地図から見るとかなり狭い道幅だと思うのですけれども、その側溝の幅と言いますか、その側溝の蓋というのはどういうものであったのかと思うのですけれども、グレーチングではなくアルミの蓋か何か、幅20センチぐらいの小さいものだったのかと思うのですが、その辺はどうですか。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

側溝幅につきましては、大体30センチから40センチぐらいの側溝でございまして、その上にコンクリートの床版がかかっておりました。現場打ちって言いまして、床版をコンクリートで打ってる状態の場所になります。

○出口 実議長 ほかの議員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

これをもって、日程第20、報告第4号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の件を終わります。

○出口 実議長 お諮りします。日程第21、報告第5号、令和3年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第7号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、日程第21、報告第5号、令和3年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第7号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

日程第21、報告第5号についての報告を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第21、報告第5号、「令和3年度岬町経営判断比率の報告について」をご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

令和3年度決算における各指標の比率ですが、まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。

令和3年度におきましては、実質公債費比率は10.5%となっており、前年度の10.6%から0.1ポイント減少いたしております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。

令和3年度につきましては、100.9%となっており、前年度の109.9%から9.0ポイント減少いたしております。

各指標の早期健全化基準につきましては「括弧書き」により示させていただいております。

監査委員から付された審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい」とされております。

なお、各指標の積算の基礎数値は決算書及び地方財政調査などを基にしております。

地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省へ提出され、国のほうで検収しているところでございます。

したがって、国などからの修正等の指示に伴い今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありますら、改めてご報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

令和3年度岬町健全化判断比率の報告は以上でございます。

○出口 実議長 日程第22、報告第6号、日程第23、報告第7号について報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第22、報告第6号、令和3年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして令和3年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化指標は20%となっております。

令和3年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

続きまして、日程第23、報告第7号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきまして、令和3年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

○出口 実議長 これより、本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第21、報告第5号、令和3年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第7号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、9月28日の全員協議会終了後に開きますのでご参集のほど、よろしくお願いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時06分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年9月7日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝